

第6章 役割分担

(1) 協議会構成員や地域住民の果たす役割

この全体構想で掲げた目標を達成していくために、自然再生協議会の構成員は、お互いに協力して、それぞれの取り組みを可能な限り実施・参加していくことが求められます。また、さまざまな立場の人々の意見・評価を受け止めて、丁寧に進めていく必要があります。

関係行政機関や地方公共団体は、自然再生への取り組みを主体的に推進するとともに、地域住民などが実施する取り組みについて必要な協力をします。

専門家は、科学的なデータの収集をして、その成果が活用されるように提供します。また、それぞれの取り組みの実施や成果の評価が科学的知見に基づいてなされるよう助言します。

地域住民や土地の所有者は、湿原やその周辺の環境を持続的に利用する産業や生活を推進します。また、その地域で行なわれる自然再生への取り組みに協力・参加します。

NPOなどの市民団体は、自然再生への取り組みを自主的に実施したり、行政等が行なう取り組みに参加・協働します。

(2) 役割分担表

5章に示したさまざまな施策について、中心となって担当したり連携が求められる構成員について、以下の表にまとめました¹⁴⁾。

	国土交通省・河川部門	国土交通省・農業部門	環境省	林野庁	北海道・支庁	北海道・土木現業所	関係市町村	専門家	NPO等	教育機関	地域団体	地域住民	土地所有者
1 湿原生態系と希少野生生物生息環境の保全・再生													
良好な湿原の保全													
湿原の希少野生生物の生息環境の保全・復元													
湖沼の野生生物の生息環境の保全・復元													
湿原周辺の未利用地等の回復・復元													
外来生物の管理手法の確立													

14) この表は協議会構成員へのアンケートに基づく結果です。区分や内容は現在検討中で、変更の可能性もあります。

	国土交通省・河川部門	国土交通省・農業部門	環境省	林野庁	北海道・支庁	北海道・土木現業所	関係市町村	専門家	NPO等	教育機関	地域団体	地域住民	土地所有者
2 河川環境の保全・再生													
良好な環境を有している河川の保全													
河川本来のダイナミズムの回復・復元													
河畔林など多様な環境の復元・修復													
河川の縦断的連続性の復元・修復													
3 湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生													
良好な機能を有している森林の保全													
裸地等への森林の回復・復元													
無立木地や造林地における森林生態系の回復・復元・修復													
生産が行なわれている森林での配慮・修復													
4 水循環・物質循環の再生													
流域の水・物質循環メカニズムの把握													
望ましい地下水位の保全・復元													
流入水の水質の保全・修復													
5 湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制													
土砂の流入・堆積メカニズムの把握													
土砂発生源での流出量の抑制													
土砂の流入量の軽減													
6 持続的な利用と環境教育の促進													
環境教育の充実とネットワーク化													
自然再生事業の情報発信と市民参加の推進													
湿原の利用に関するガイドライン・ルールづくり													
地域産業の持続的発展のあり方の検討													
すぐれた景観の保全													

：主導して積極的に取り組みたいと考えている

：行なわれる取り組みに参加したり支援したりしたいと考えている

(3) 自然再生協議会の構成

協議会設置要綱

(省略、別資料参照)

委員名簿と各委員の所属小委員会

(省略、別資料参照)

別 資 料

作成にあたっての考え方

協議会設置要綱

委員名簿と各委員の所属小委員会

作成にあたっての考え方

(1) 構想の基本構成

全体構成では以下のような構成で記述しています。

はじめに

この構想の目的を短く述べています。

第1章．自然再生の取り組みに至る経緯と背景

釧路地方の自然と歴史についての概要、自然環境が抱える課題、自然再生事業に至る取り組みの経緯について説明しています。構想の背景についての解説です。

第2章．自然再生の基本的な考え方と原則

「自然再生」に関する定義と、行なっていく上での基本的な原則（ルール）を記述しています。どういう取り組みが「自然再生」にあたるのかを判断するのが協議会の仕事の一つなので、そのための原則を示しています。

第3章．自然再生の対象となる区域

この全体構想に関わりのある区域について記述しています。

第4章．自然再生の目標

自然再生は目標を明確にすることが重要なので、「目指すべき姿（イメージ）」と「流域全体で達成したい目標」について明確に示せるように記述しています。

第5章．目標達成のために実施する施策と評価方法

目標を達成するために実施を計画している具体的な取り組みを6つの分野に分けて記述しています。それぞれ、どんな手法でどんな課題に取り組むのか、その成果をどのように評価するのかを整理してみました。実際に行なわれる取り組みをイメージしやすくしています。

第6章．役割分担

協議会に参加している委員や行政機関が自然再生にあたる上でどのような役割分担をするかを記述しています。また、協議会委員の構成や小委員会について記載します。

(2) 作成にあたって留意したこと

作成にあたっては、次の点に特に留意しました。

この構想だけを読んでも、釧路での「自然再生」について分かるように、背景・現状・考え方について、しっかりと記述する。

客観的な記述となるよう、正確で科学的な表現を用いる。

一般市民にも理解しやすいように、用語や表現を分かりやすくする。

各施策の出発点である「全体の」構想であることを踏まえて、関係者の理解が得られる表現に配慮する。

長期的政策であること、環境教育的役割を持つことも考慮して、「夢のある」「先進的な」表現・内容にする。

また、自然再生協議会に参加している構成員や、地元市町村の住民が参加した地域検討会から出された意見を整理して、以下のことも留意すべき重要なポイントであると考えました。

「再生」という言葉の定義、説明が必要である

「自然再生」という言葉は一般になじみがなく、定義や説明を丁寧に入れておかないと理解が進みません。特に「不自然で人為的なイメージ」、「無理過去に全てを巻き戻すようなイメージ」を持つ人が多かったので、誤解については取り除けるように工夫を心がけました（2章）。

トータルな環境政策としての姿を持つことが重要である

あいまいでスローガンのしかなかったのでは、全体構想としてわざわざ書く意味がありません。ここで挙げられたことを責任持って進めていくことの担保がなければ「絵に描いた餅」になってしまう、という懸念の声が聞かれました。本当に「実効性がある形」、例えば法律や政策の転換・対応も含めた総合的な施策を希望する声も多くありました。

地域住民の生活・経済活動の担保がさそれている必要がある

地域に住む人たちからは、生活や産業を無視した事業展開になるのではないかという不安の声が聞かれました。また地域外の人からも、地域に不利益があると長続きしないので、その補償などに配慮すべきという意見が聞かれました。特定の人だけに負担があってはならないのは当然ですが、そのことが明確に記述されている必要があります。

農地との線引きをするルールを明確化すべきである

農地と湿原、農地化と湿原化は排反的なものなので、過去の農業事業との政策的な整合性を心配する声が多く聞かれました。どのような姿勢・ルールで取り組むのか、詳細には個別の事業に譲るとしても、基本的考え方についてはある程度示す必要があると考えました。

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

自然再生事業を実施しようとする者

地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他 の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者

関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、第14条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる

3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。

5 小委員会は委員長の召集により開催される。

6 小委員会は次の事項を協議する。

(1) 実施計画案の内容

(2) 実施計画に基づくモニタリング結果

(3) その他必要な事項

7 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第11条 協議会の会議及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、東北北海道地区自然保護事務所、釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターで構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 9 条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 第 1 1 条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補 則

(寄付金等)

第 1 4 条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
2 寄付金の使途については、協議会の承認を得るものとし、毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第 1 5 条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第 9 条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第 1 6 条 この要綱は、第 5 条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

平成 1 6 年 7 月 2 7 日 一部改正

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

湿原再生小委員会

旧川復元小委員会

土砂流入小委員会

森林再生小委員会

水循環小委員会

再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

水循環小委員会

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

- 2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
- 3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年度 釧路湿原自然再生協議会 構成員

個人(56名)

氏名	所属	湿原再生	旧川復元	土砂流入	森林再生	水循環	再生普及
井上 京	北海道大学大学院 農学研究科 助教授						
上野 義勝	北海道釧路森づくりセンター 森林整備課長						
内島 邦秀	北見工業大学 工学部 教授						
内田 泰三	日本学術振興会						
宇野 裕之	北海道環境科学研究センター 自然環境部 道東地区野生生物室						
梅田 安治	農村空間研究所 所長、北海道大学名誉教授						
江崎 秀雄	森の学習塾 代表						
大山 仁美	環境カウンセラー(事業者部門)						
岡田 操							
桂川 雅信	北海道教育大学札幌校 非常勤講師 環境カウンセラー(市民部門)						
金子 正美	酪農学園大学 環境システム学部 地域環境学科 助教授						
亀山 哲	国立環境研究所 流域圏環境管理研究プロジェクト 主任研究員						
神田 房行	北海道教育大学 副学長(釧路校担当)						
木村 勲							
小磯 修二	釧路公立大学 教授 地域経済研究センター長						
小島 和夫							
齋藤 新一郎	環境林づくり研究所						
桜井 一隆							
佐藤 繁治							
清水 信彦							
清水 康行	北海道大学大学院 工学研究科 助教授						
白金 巖							
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主幹						
関尾 憲司	環境カウンセラー						
高嶋 八千代	北海道教育大学釧路校 非常勤講師						
高橋 昭							
高橋 紀久男							
高橋 忠一	北海道教育大学釧路校 助教授						
高村 典子	独立法人 国立環境研究所 生物多様性研究プロジェクト						
滝川 喜三							
橘 利器	トラウトフォーラム 会員						
谷口 直文							

氏名	所属	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長						
藤間 聡	室蘭工業大学 工学部 教授						
仲川 泰則	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション北管理部						
長澤 徹明	北海道大学大学院 農学研究科 教授						
永瀬 知志							
中津川 誠	独立行政法人 北海道開発土木研究所 環境研究室長						
中村 隆俊	日本学術振興会特別研究員（北海道教育大学）						
中村 太士	北海道大学大学院 農学研究科 教授						
西内 吾朗							
西村 旬司	釧路湿原川レンジャー						
橋本 正雄	釧路市博物館 館長補佐						
針生 勤	釧路市博物館 館長補佐						
蛭田 眞一	北海道教育大学釧路校 教授						
福田 明美	釧路湿原塾						
三上 英敏	北海道環境科学研究センター 環境科学部						
水垣 滋	北海道大学大学院 農学研究科 森林管理保全学講座						
宮尾 素子							
松本 文雄							
百瀬 邦和	タンチョウ保護調査連合						
矢部 和夫							
山内 勲	環境カウンセラー(事業者部門)						
山田 浩之	北海道大学大学院農学研究科 環境資源学専攻 地域環境学講座 農地環境情報学分野						
吉村 暢彦							
若菜 勇	阿寒湖畔エコミュージアムセンター マリモ研究室						

団体(36団体)

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循環	再生 普及
王子製紙株式会社	代表取締役社長 鈴木正一郎						
株式会社 北都	代表取締役 山崎 正明						
カムイ・エンジニアリング株式会社	代表取締役 大越 武彦						
釧路カヌー連絡協議会	会長 岩淵 鉄男						
釧路川水質保全協議会	会長 藪田 守 (釧路市公営企業管理者)						
釧路観光連盟	会長 高田 満						
釧路国際ウエットランドセンター	理事長 伊東 良孝						
釧路市漁業協同組合	代表理事組合長 濱 隆司						
釧路自然保護協会	会長 高山末吉						
釧路湿原国立公園 ボランティアレンジャーの会	代表幹事 山口 功						
釧路湿原国立公園連絡協議会	会長 伊東 良孝						
釧路湿原塾	運営委員長 栗林 延次						
釧路市民活動センターわっと	センター長 普久原 涼太						
釧路シャケの会	会長 林田 恒夫						
釧路水産用水汚濁防止対策協議会	会長 濱 隆司						
釧路生物談話会	代表 須摩 靖彦						
釧路造園建設業協会	会長 吉田 忠夫						
釧路武佐の森の会	会長 大西 英一						
くしろネイチャーゲームの会	代表 渡部 清紀						
国際ソロプチミスト釧路	理事 浪岡 敬子						
こどもエコクラブくしろ	平成15年度代表 佐藤史隆(美原小6) サポーター(代) 佐々木誠治						
財団法人 日本生態系協会	会長 池谷 奉文						
財団法人 日本鳥類保護連盟釧路支部	支部長 小柳 慶吾						
財団法人 日本野鳥の会 鶴居・伊藤サンクチュアリ	チーフレンジャー 原田 修						
財団法人 北海道環境財団	理事長 辻井 達一						
さっぽろ自然調査館	代表 渡辺 修						
下久著呂地区農業用排水維持管理組合	組合長 八木沢 栄蔵						
タンチョウ保護調査連合	代表 正富 宏之						
鶴居村タンチョウ愛護会	会長 松井 孝志						
特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会	理事長 杉山 伸一						
特定非営利活動法人 トラストサルン釧路	理事長 鈴木 順雄						
日本製紙株式会社	代表取締役社長 三好 孝彦						
北海道中小企業家同友会釧路支部	支部長 横地 敏光						
北海道標茶高等学校	校長 古屋 接雄						
ボランティアネットワークチャレンジ隊	代表 佐竹 直子						
南標茶地区排水路維持管理組合	組合長 佐久間 三男						

オブザーバー(14団体)

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
社団法人 十勝釧路管内 さけます増殖事業協会	会長 小嶋 孝						
釧路町森林組合	組合長理事 西村 春吉						
標茶町森林組合	組合長理事 斎藤 康政						
弟子屈町森林組合	組合長理事 渡辺 順次						
鶴居村森林組合	組合長理事 松井 廣道						
標茶町農業協同組合	代表理事組合長 門田 功一						
鶴居村農業協同組合	代表理事組合長 瀧澤 義一						
幌呂農業協同組合	代表理事組合長 植田 晃雄						
阿寒農業協同組合	代表理事組合長 小瀬 泰						
釧路商工会議所	会頭 山本 壽福						
釧路町商工会	会長 中嶋 嘉昭						
標茶町商工会	会長 栗田 和行						
弟子屈町商工会	会長 桐木 茂雄						
鶴居村商工会	会長 大津 泰則						

関係行政機関(11機関)

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部	部長 神保 正義						
環境省 東北北海道地区 自然保護事務所	所長 星野 一昭						
林野庁 北海道森林管理局	局長 亀井 俊水						
北海道 釧路支庁	支庁長 高橋 英明						
北海道教育庁 釧路教育局	局長 田中 了治						
北海道 釧路土木現業所	所長 上原 光彦						
釧路市	市長 伊東 良孝						
釧路町	町長 菅原 澄						
標茶町	町長 今西 猛						
弟子屈町	町長 徳永 哲雄						
鶴居村	村長 日野浦 正志						

釧路湿原自然再生協議会 構成員：117名